

2年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	存否 応答 拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			8号	9号
1	R2. 5. 10	R2. 7. 8	新型コロナの感染拡大で収入が減った大学生の支援策として、都の業務についてアルバイトを募集すると発表されたが、①本支援策の策定から決定までの意思決定プロセスのすべてが分かる一切の文書、②現金給付でなく労働を求める根拠が分かる一切の文書、③応募してきた学生の専門性を、どのように事務・業務の割り振りに反映させるかが具体的に分かる一切の文書。				1											当該文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	産業労働局総務部企画計理課
2	R2. 7. 1	R2. 7. 15	ロードマップにおけるステップ1からステップ3への移行時の意思決定に関わるすべての文書（東京アラート含む）（産業労働局）				1											産業労働局では、請求にかかる文書は作成または取得しておらず、存在しないため	産業労働局総務部総務課
3	R2. 7. 13	R2. 7. 21	(1) 平成27年度以降畜産クラスター事業における豚の妊娠ストール施設ケージ施設整備を含む事業件数のみ (2) 平成17年度以降の強い農業・担い手づくり総合支援交付金（強い農業づくり交付金）における、豚の妊娠ストール施設、ケージ施設整備を含む事業件数のみ				1											都では、上記2事業の施設整備を実施しておらず、請求にかかる文書は作成または取得していないことから、存在しないため	産業労働局農林水産部農業振興課
4	R2. 7. 8	R2. 7. 21	東京都立中央・城北職業能力開発センターで発生したモラルハラスメントおよびいじめの調査に関する書類（いじめ発生日：2018年4月～）				1											請求のあった文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうこととなるため	産業労働局中央・城北職業能力開発センター人材育成課
5	R2. 5. 26	R2. 7. 22	1. 緊急雇用創出事業に関して国へ提出した計画・変更・実績の一覧データ 2. 1に関わる都独自様式のもので、HP利用者に分かりやすくまとめられた一覧データ 3. 基金事業の審査、事業管理等に係る以下のもの (1) 都事業担当課及び市区町村の事業進捗に係る報告様式 (2) 完了検査に用いた実績確認用チェックリストの類	21	1														産業労働局雇用就業部就業推進課
6	R2. 5. 26	R2. 7. 22	1. 平成20年度以降に国が雇用創出として交付金措置をし、都道府県が作成した基金事業に関して国へ提出した計画・変更実績の一覧データ（注：実施要領において公表することとされているものに限る）が公表されていない場合において、非公表とした理由がわかるもの 2. 国の基金事業に係る都道府県独自調査のもので、各事業の事業効果に関する調査文書 3. 基金事業の審査、事業管理等に係る以下のもの (A) 都道府県事業担当課及び市区町村からの事業計画審査時に提出を求めた計画書類の様式（記入例・記載要領類を含む）				1											1 該当文書等は作成しておらず存在しないため 2 都独自の調査は実施しておらず、存在しないため 3 当該公文書は平成26年度に作成した5年保存の公文書であり、令和元年度末をもって廃棄済みのため	産業労働局雇用就業部就業推進課
7	R2. 7. 17	R2. 7. 29	1. 新神田市場青果卸売協同組合の令和元年度の決算報告書 2. 新神田市場青果卸売協同組合の通常総会議事録（第32通常総会）	9	1				1	1	1							・印影及び署名については、偽造されることにより犯罪の予防に支障が生じると認められるため、非開示。 ・個人の氏名（代表者を除く）、屋号又は商号については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため、非開示。 ・事業報告書、財産目録、損益計算書、剰余金処分案、通常同会議事録の記載内容については、事業活動を行う上での経営方針又は経理等の内部管理に属する事項に関する情報に当たり、開示することにより法人等の事業運営を損なうと認められる事項は非開示。	産業労働局商工部調整課
8	R2. 7. 17	R2. 7. 29	3. 新神田市場青果卸売協同組合の臨時総会議事録				1											請求の対象となる公文書を作成及び保有していないため	産業労働局商工部調整課